

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月28日
【事業年度】	第36期（自平成29年7月1日至平成30年6月30日）
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELLNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号日比谷U - 1ビル26階
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高橋 静代
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号日比谷U - 1ビル26階
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高橋 静代
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 32 期	第 33 期	第 34 期	第 35 期	第 36 期
決算年月	平成26年 6 月	平成27年 6 月	平成28年 6 月	平成29年 6 月	平成30年 6 月
売上高 (千円)	7,600,629	8,888,769	10,529,005	10,260,276	9,783,582
経常利益 (千円)	1,488,937	1,520,194	2,007,938	1,239,580	708,345
当期純利益 (千円)	913,183	938,121	1,350,877	869,688	495,152
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	667,782	667,782	667,782	667,782	667,782
発行済株式総数 (株)	10,100,000	9,800,000	9,700,000	19,400,000	19,400,000
純資産額 (千円)	8,194,642	8,218,263	8,485,515	8,780,251	7,907,189
総資産額 (千円)	21,360,112	19,667,387	21,104,899	22,457,826	16,811,358
1株当たり純資産額 (円)	419.22	428.10	453.37	460.36	420.62
1株当たり配当額 (円)	47	50	80	50	50
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	46.26	48.37	71.91	46.36	26.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	44.87	48.00	70.22	45.57	26.12
自己資本比率 (%)	38.2	41.6	40.0	38.7	46.5
自己資本利益率 (%)	11.3	11.5	16.3	10.2	6.0
株価収益率 (倍)	18.8	30.2	26.8	29.9	41.5
配当性向 (%)	50.7	51.7	55.6	107.9	190.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,236,468	712,583	2,554,484	2,328,064	3,993,650
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,341,609	762,386	218,239	1,341,368	35,106
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	753,229	933,808	1,108,336	596,586	1,405,609
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	15,702,429	13,293,652	14,958,039	15,348,149	9,983,995
従業員数 (人)	73	69	83	103	114
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(14)	(16)	(27)	(29)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和58年4月 平成8年7月	(株)一高たかはしの電算業務の受託を目的として札幌市白石区本通に西北石油ガス(株)を設立 事業内容を新規事業である代金決済及び代金決済周辺事業に集中し、合わせて商号をウエルネット 株式会社に変更
平成9年4月	請求書発行代行サービス及びコンビニ収納代行サービス業務を開始
平成9年10月	「コンビニ収納代行システム」の開発完了、サービス開始
平成10年4月	「コンビニ収納代行システム」で通商産業省(現経済産業省)より新規事業法に基づく事業に認定
平成10年9月	東京都千代田区内神田に東京オフィス開設、営業部を東京オフィスに移転
平成11年3月	マルチメディア端末を利用した「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」で北海道より中 小企業創造活動促進法に基づく事業に認定
平成11年7月	(株)一高たかはし(札幌市中央区)が当社株式50.2%を取得
平成11年10月	本社を札幌市中央区大通西に移転
平成12年5月	マルチメディア端末を利用した「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」開発完了、ロー ソン全店でサービス開始
平成12年6月	24時間対応のマルチメディア端末サポートセンターを札幌市厚別区下野幌テクノパークに開設、24 時間有人サポート体制確立
平成12年7月	マルチメディア端末を利用した国内大手航空会社3社の航空券を対象とした「キャッシュレスチ ケットサービス」を開始
平成12年8月	営業部を拡張し、東京都千代田区有楽町に東京オフィスを移転
平成13年3月	マルチメディア端末を利用した「高速バスチケット代金収納代行&チケット発券サービス」を開始
平成13年4月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をファミリーマートのマルチメディア端末に接 続、サービス開始
平成14年1月	システム業務の集約を図るため札幌市厚別区下野幌テクノパークに新社屋取得
平成14年4月	個人情報保護水準(JIS Q 15001)をクリアし、(財)日本情報処理開発協会よりプライバ シーマークの認定を取得
平成14年5月	本社を札幌市厚別区下野幌テクノパークに移転
平成14年7月	二次元コードを利用した携帯電話チケットを日本武道館の13,000人コンサートで実用化
平成15年1月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をみずほ銀行ATMと接続し、決済地点を拡大
平成15年7月	「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」をサークルケイ、サンクスのPOSレジに接続 し「オンライン決済」としてサービス開始
平成16年1月	JALグループにおいて空港の自動チェックイン機で「ケータイチェックイン」サービス開始
平成16年4月	「マルチペイメントサービス」の決済方法をネットバンキングに拡大(注1)
平成16年5月	二次元コード配信のASPサービス開始(注2)
平成16年12月	二次元コードを利用した「ケータイチケット」(二次元コード認証サービス)を高速バスチケット として実用化
平成17年2月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年2月	「マルチペイメントサービス」をセブン-イレブンのインターネット決済と接続し、決済地点を拡 大
平成17年10月	オンライン発行によるプリペイドカード「PIN」(注3)の販売サービス開始
平成17年12月	空港バスのチケットを携帯電話で予約、購入、乗車できる「95bus.com」サービスの開始
平成18年3月	「マルチペイメントサービス」が(株)三井住友銀行ATMと接続
平成18年4月	「マルチペイメントサービス」が日本郵政公社(現(株)ゆうちょ銀行)ATMと接続
平成18年6月	「マルチペイメントサービス」がミニストップ(オンライン決済)に拡大
平成18年7月	「マルチペイメントサービス」がイーバンク銀行(現楽天銀行(株))と接続
平成18年7月	「マルチペイメントサービス」がデイリーヤマザキに拡大
平成18年12月	「マルチペイメントサービス」がジャパンネット銀行と接続
平成19年3月	札幌本社(現札幌事業所)にて、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格 である「ISO/IEC 27001:2005」及びその国内規格である「JIS Q 2700 1:2006」の認証を取得
平成21年1月	「ネットDE受取サービス」を開始
平成21年3月	営業部を拡張し、東京都千代田区内幸町に東京オフィスを移転
平成21年6月	株式交換により(株)一高たかはしを完全子会社化 本社を東京都千代田区内幸町に移転

年月	事項
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））市場に上場
平成22年6月	連結子会社である（株）一高たかはしの全株式を（株）サイサンに譲渡
平成23年2月	「マルチペイメントサービス」がじぶん銀行と接続 「マルチペイメントサービス」がスリーエフに拡大
平成23年4月	「マルチペイメントサービス」が住信SBIネット銀行と接続
平成23年7月	公開買付けにより（株）ナノ・メディアを子会社化
平成24年5月	「マルチペイメントサービス」が（株）三菱東京UFJ銀行ATMと接続
平成24年6月	イベントの受付・決済・発券・認証をワンストップで提供するサービス「SUPERSUB」の開始
平成24年7月	「マルチペイメントサービス」の決済方法をiD、Suicaに拡大
平成25年5月	株式交換により（株）ナノ・メディアを非子会社化
平成25年6月	「マルチペイメントサービス」がセイコーマートに拡大
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成25年8月	中期経営3か年計画発表
平成25年10月	「コンビニ現金受取サービス」の開始
平成26年2月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から東京証券取引所第二部へ市場変更
平成26年12月	東京証券取引所第二部から東京証券取引所第一部へ市場変更 バスIT化ソリューション「バスもり！」開始
平成27年6月	北海道内4高専の学生を支援する「道新みらい君・ウェルネット奨学金」開始
平成28年6月	中期経営5か年計画発表 「道新みらい君・ウェルネット奨学金」へ追加寄付
平成28年8月	「バスもり！コンシェルジュ」サービス開始
平成29年6月	「道新みらい君・ウェルネット奨学金」へ追加寄付
平成29年8月	スマートフォンアプリ「支払秘書」リリース。ファーストクライアントとして関西電力が採用。
平成29年9月	監査等委員会設置会社に移行
平成30年1月	「バスもり！」電子もぎりサービス開始
平成30年3月	「バスもり！」スマホ回数券サービス開始
平成30年4月	「バスもり！」スマホ定期券サービス開始

（注）1．「ペーパーレス&リアルタイム現金決済システム」の決済方法にネットバンキングが加わった平成16年1月以降は、サービスの呼称を「マルチペイメントサービス」へ変更しております。

2．ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）サービスとは、データセンター（この場合は当社）でアプリケーションを稼働させ、インターネットを利用してその機能を利用するシステムのことを言います。通常、企業は、ライセンスを含むアプリケーションを必要数購入し、自社で用意するサーバーにて運用管理しますが、ASPサービスを利用することでこれを「レンタル」で済ませることができます。これにより、情報システムの運用コスト低減を図り、またバージョンアップ等の保守といった負担からも解放されます。また、初期費用がほとんど必要ないことから、中小企業でも情報システムの充実を図ることができます。

なお、現在は同義語として「SaaS（Software as a Service）」の呼称が一般的となっており、以下の記載では「SaaS」と記載しております。

3．PINとはPersonal Identification Numberの略語でプリペイド式で提供されるサービスの利用権を有する、当該サービスの提供事業者から購入した者を識別する番号をいいます。

3【事業の内容】

当社は、事業者と消費者を結ぶ決済サービスの提供を中心とした決済・認証事業を行っております。当社の事業内容は次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、サービス別に記載していません。

マルチペイメントサービス

マルチペイメントサービスは、請求書・払込取扱票など紙を使って代金請求及び回収を行うビリングサービスと、請求書・払込取扱票など紙を使わず代金回収を行うE - ビリングサービス、事業者から顧客への送金を効率的に行う送金サービス（ネットDE受取サービス、コンビニ現金受取サービス）、決済システムのSaaSサービスや決済システムに付随する情報処理システムの開発を行うその他サービスの4つのサービスから構成されております。これらのマルチペイメントサービスは、当社と提携しているコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において24時間365日の決済が可能であり（注1）、必要なソフトウェアは当社より無償使用許諾いたしますので、事業者はシステム開発に係る経費と時間を大幅に軽減できます。また、当社が頂く手数料は固定制と従量制で構成されておりますので、事業者の初期投資の低減を実現しています。

当社が受取る手数料は、初期設定料、月額基本料金、決済毎の手数料などで構成されます。

ビリングサービス

・ 収納代行サービス

当社のバーコード付払込取扱票付請求書を発行するシステムと当社が契約するコンビニなどの請求代金回収経路（注2）を通じて、売掛金の回収業務を代行するサービスであります。バーコード付払込取扱票付請求書の発行は、当社が開発した払込取扱票発行・収納情報受信ソフト「コンペイ君」を使用することで、事業者自身が自社でコンビニ・郵便局で支払可能なバーコード付払込取扱票を簡単に印刷することができ、かつ入金情報受信及び入金消込を行うこともできます。なお、収納データはバーコードの数字だけですので個人情報に含まれておりません。収納情報は、支払いがあった翌営業日（郵便局からの振込は2営業日後）に配信され、入金消込処理が自動化されます。現在、通信販売をはじめ燃料代金・各種会費等の主として後払い代金収納に利用いただいております。

・ 発行代行サービス

当社がバーコード付払込取扱票付請求書（銀行振込の場合は払込依頼書付請求書）の印刷・封入・封緘・郵送までを代行し、かつ入金確認及び入金消込ができる仕組みを提供するサービスです。特に物流を伴わないサービス等（授業料、各種会費）の代金収納に利用されております。また、情報授受と収納情報授受を自動的に行うサービス（請求書発行・収納代行パッケージ「ところくん」）も提供しております。

E - ビリングサービス

ビリングサービスとは異なり、決済に必要な請求書の作成及び郵送を行うことなく、ウエルネットサーバーとコンビニに設置されているKIOSK端末、POSレジ、ATM、ネットバンキングなどと接続し、またクレジットカード、電子マネー等を利用して決済を行うサービスであります。KIOSK端末利用の場合、消費者がインターネット等で注文や予約をし、その際に示された決済番号を端末に入力しますと、注文内容が画面表示されます。その内容が正しければ「確認」ボタンなどを押すと、バーコード付受付票が出力されます。その後その受付票をもってレジで代金を支払います。POSレジタイプの場合は、レジにて店員に「オンライン決済」と告げるとPOSレジの客面タッチパネルにテンキーが表示されます。そこに決済番号をお客様が入力しますと、その画面に注文内容が表示されます。その内容が正しければ「確認」ボタンなどを押して代金を支払います。ATM利用の場合もほぼ同様の画面操作を行い、支払いは現金またはキャッシュカードで行います。平成29年8月より、決済手段に「支払秘書」を追加し、アプリ上で当社の発行する電子マネーにより代金支払を完了できるサービスも提供しております。

現在これらのサービスは、国内のほとんどの航空会社の航空券や100社以上の高速バス事業者が販売するチケットの購入、インターネット通販などさまざまな決済に利用されておりますが、事業者は個々の収納機関（コンビニ、銀行等）との接続開発・契約を個別に行う必要がなく、当社との契約のみでさまざまな決済手段をお客様に提供できます。決済情報は当社のコンピューターを介してリアルタイムに事業者に伝えられますので、請求書や払込票を作成したり、送付する手間とコストが掛からず、支払いを確認してから商品・サービスを提供することができます。

ネットDE受取サービス

事業者から顧客への振込をインターネットを利用して、より効率的に行うサービスです。この仕組みでは、受取人は事業者から受け取ったIDを利用して専用サイトにアクセスし、振込みを受けるための口座情報を入力します。この情報をもとに口座確認が行われ、自動的に振込処理が行われ、事業者の事務負担が軽減されます。

コンビニ現金受取サービス

事業者から顧客への送金をコンビニ店頭にて現金で受け取ることができるサービスです。この仕組みでは、受取人は事業者から受け取ったIDをコンビニ店頭マルチメディア端末に入力して、発行される引換券を店頭レジに持参すると現金を受け取ることができ、事業者はお客様の口座情報を持つ必要がなくなり、さらに郵便振替や銀行振り込みの手数料が発生しないことから、事務負担の軽減とコスト削減が期待されます。

その他サービス

当社が提供するマルチペイメントサービスを特定の事業者向けにカスタマイズし、運用まで含めたサービス提供を行っております。また、マルチペイメントサービスと連携し、紙のチケットの発券のほか、スマートフォンなどに表示する二次元コードなどの電子チケットを認証するソリューションを提供しています。その他、コンビニの店舗に設置されているPOSレジ・KIOSK端末と当社サーバー間のネットワークを利用し、プリペイドカードをオンラインで販売するサービス、検定試験や大学受験などの各種申込を行うサービスを行っています。

注1 払込場所と時間について

払込票を使った払込みは、当社が提携している主要コンビニチェーンが展開する全国の約58,000店舗（平成30年6月時点）で、そのほとんどが24時間365日営業しております。郵便局または銀行での払込みは、営業時間内となります。

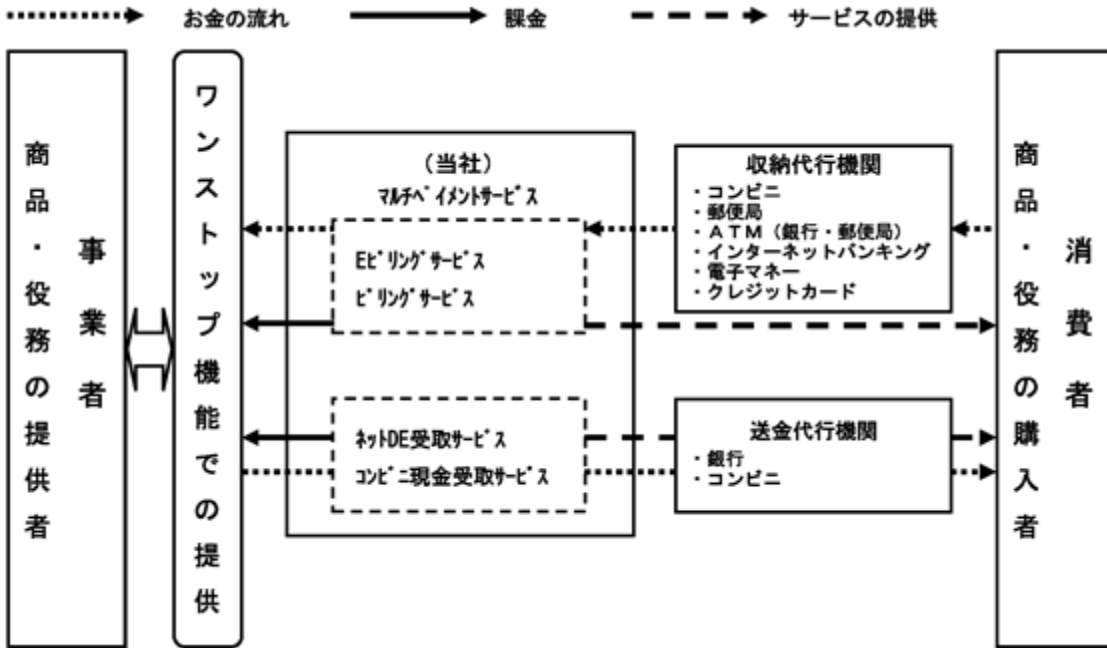
マルチペイメントサービスによるペーパーレス決済についても、KIOSK端末設置済またはタッチパネル付きPOSレジが導入されている主要コンビニで24時間365日ご利用頂けます。ATMでも稼働時間内であればご利用いただけます。

注2 請求代金回収経路について

当社が行う請求代金の回収は、直接当社名義の金融機関口座を払込指定先とする方法と、当社が提携するコンビニ店舗を払込場所とする方法があります。このうちコンビニ店舗に払い込まれた回収代金については、所定の期日に取り扱いを行ったコンビニ本部から当社の金融機関口座へ送金されます。その後、当社の金融機関口座に集まった回収代行代金は、所定の期日に事業者の指定する金融機関口座へ送金いたします。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
114(29)	34.6	5.0	4,391,013

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員)は、年間の平均人員を()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

〔新中期経営5か年計画〕（2016年7月-2021年6月）

当社は非対面決済とその周辺を事業ドメインとしてまいりました。非対面決済市場は今後も一定の伸長を見込んでおります。当新中期経営5か年計画期間中においては、フィンテックの急速な進展が見込まれるなど、大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための活動を積極的に行うことで、最終年度の経常利益目標を50億円とした成長戦略を実行しております。

A. ウェルネットの“フィンテックサービス”「支払秘書」の現況

今後拡大が予想されるキャッシュレス社会に対応できる電子マネー「支払秘書」をファーストクライアント：関西電力様として2017年8月3日にサービスインいたしました。このスマートフォンアプリ「支払秘書」はサーバ管理型電子マネーで以下の機能があります。

提携銀行から即時に電子マネーをチャージ（他の収納機関からもチャージ可能）

「支払秘書」のリマインド機能により支払“うっかり忘れ”を防止、回収率向上を実現

郵送による請求書の発行を「支払秘書」向けにすることによるコストダウン

提携銀行も当初より提携していた三井住友銀行に加え、ゆうちょ銀行、三重銀行、第三銀行、千葉興業銀行、大光銀行と接続完了、提携銀行は今後も増加する見込みです。一方で銀行側からもセキュリティレベルの一層の強化を求められたこともあり、生体認証、決済情報のリアルタイム監視機能など相当額の投資を伴うセキュリティ機能を開発し実装いたしました。これらの対応を完了させたことにより、提携する収納機関と協働してアプリの普及と決済量拡大を推進してまいります。

導入事業者様については当初サービスインした関西電力様に続き、九州電力様、北海道電力様がサービスを開始、今後も他電力会社様への拡大を見込んでおります。さらに既に当社の“マルチペイメントサービス”を導入いただいている事業者様にご提案・ご導入いただく活動を本格的に開始します。当社の強みである“バスもり！”と支払秘書を深く連携することは、“バスもり！”の利便性向上とともに「支払秘書」の決済量拡大にもつながることから、今期開発に着手いたします。

B. バスIT化プロジェクト“バスもり！”シリーズを積極的に推進します

2016年8月に投入したスマホアプリ“バスもり！”の取扱路線は250を超えました。また通常のスマホチケット・定期券の他、今期は回数券、電子もぎり、フリーパスなどの開発を行いました。回数券、電子もぎりはそれぞれ福岡と熊本を結ぶ「ひのくに号」、新千歳空港のバス便で採用されるなど着実に拡大しております。

周知活動として東京FMをキーステーションとするJFN38局でバス旅の魅力をお伝えする番組「バス旅スト」を毎週日曜日のお昼の時間に提供しております。最新の聴取率調査によれば1回の放送で170万人にリーチできており、アプリのアクティブユーザー数（1ヵ月に1回以上アプリを起動するユニークユーザー数）も15000人を超えました。“高速バスはスマホで買える”「バスもり！」の推進を継続して強力に進めてまいります。

C. システム安定運用

ここ数年にわたり行ってきた安定運用投資の効果が表れ、36期は大規模障害が0でした。また、品質管理チーム発足、内部監査室を増員し札幌に常駐させるなどと共に、新卒・中途含め技術者の採用も積極的に行っており、システム開発・安定運用を担う札幌事業所の体制をさらに増強いたしました。今後は安定稼働を前提とし、サービス毎の収益構造を可視化することでコストパフォーマンスの最適化を行ってまいります。

D. 未来に向けた研究開発

“IoT”“フィンテック”等の大きな波をとらえるため、様々な知見・技術を持つ大学などと連携し研究開発を的確に進めております。今後は新たなセキュリティ関連開発投資や、システム運用の自動化などに更に取り組んでまいります。コーポレートベンチャーキャピタルの設立準備も完了しております。

E. ガバナンス

ウェルネットアレー

当社は会社の存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレー”として定め、実効性あるガバナンスを目指しております。商材が変われども当社の根幹をなす行動哲学として社員を教育しております。

(ウェルネットアレー)

“ あったら便利なくみ ” を作り続けることで社会に貢献します
その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます
そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します

(ウェルネット社員アレー)

既成概念にとらわれず発想します
まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします
議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します
「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします
実行結果を検証し、更に改善、を繰り返します
報告は正直、正確、迅速に行います
提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います
清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません

社外取締役が過半数の取締役会

大きなビジネスチャンス拡大に積極果敢にチャレンジする経営方針において、その意思決定の透明性を高めるため、またコーポレートガバナンスコードを意識し、当社は2017年9月「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

取締役会メンバーは社内取締役2名（うち1名は女性）と社外取締役3名で構成され、過半数を社外取締役が占める構成で、毎回全員参加のもと、活発な議論を行っております。

F. 地域貢献活動

地域社会への貢献として、北海道の高等工業専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により、今年も多く苦學生を支援しました。支援を受けた学生さんから多数の感謝のお手紙をいただき、社員のモチベーション向上にもつながっております。この活動は今後も継続してまいります。

また、札幌事業所に勤務する社員が安心して仕事ができる環境整備を目的として2017年4月に開設した企業内保育園「ウェルネットもりの保育園」では、当社社員のお子さん以外にも、ウェルネットの地域貢献として近隣地域のお子様も受け入れております。

G. 収益予想と株主還元（2018年7月から3年間）（2018年7月-2021年6月）

既述の通り大きなビジネスチャンスを目の前にして、大規模かつ機動的な投資を行う経営方針を継続するため、2019年6月期業績予想については期初には開示いたしません。

一方、株主様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、2021年6月期までの配当性向を50%以上とし、一株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当いたします。

今後も当社はお取引先様、社員、株主の皆様へ愛され、期待される企業を目指し、企業価値向上に努めてまいります。今後とも是非当社の積極果敢な挑戦にご期待ください。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（平成30年9月28日）現在において当社が判断したものであり、現時点では予測できない下記以外の事象の発生により、当社の経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

収納代行預り金について

当社にてサービスを提供するマルチペイメントサービスでは、当社が事業者に代わり収納した代金を、分別管理された当社名義の預貯金口座に一時保管した後、所定の期日に事業者に送金する仕組みとなっております。収納代行により当社が一時保管する代金につきましては、貸借対照表上「現金及び預金」（資産）及び「収納代行預り金」（負債）として両建計上しております。

なお、当該収納代行代金につきましては、事業者財産保護のために金融機関の決済性預貯金口座において当社自身の決済用資金と分別管理し、また貸倒リスク軽減のために契約に基づき事業者に送金する際に手数料（当社売上）を相殺するスキームを主としておりますが、ペイオフ等に関する金融行政の方針が変更され、当該口座が預金保護の対象とならなくなった場合、収納代行代金の保管方法の変更や、当社売掛金の回収方法変更等により当社の事業運営や業績に影響が生じる可能性があります。

コンビニ業界のインフラへの依存について

マルチペイメントサービスのうちコンビニ決済におきましては、コンビニのK I O S K 端末などが前提となります。コンビニ各社が同時期に端末自体の変更などのサービス提供方法の変更を行った場合、これに対応するコストが当社側に発生するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

システムトラブル及び事務リスクについて

当社においてシステムの停止は重大な問題となるため、当社はサーバ設備及び通信回線の冗長化などによるシステム停止への対応や保守要員の24時間常駐化などの対策を講じております。また新サービス「支払秘書」においては生体認証の実装、リアルタイムモニタリングシステムの開発など対策を行っております。

しかしながら、このような体制による管理にもかかわらず、自然災害や事故など不測の事態が起こった場合、予測できない外部からの侵入による不正行為が生じた場合、また当社従業員の過誤操作が生じた場合、当社のシステムの機能低下、誤作動、故障などの事態を招く可能性などによって、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の業務は収納金等の金銭を扱う重要な業務であることから、事務リスクを回避するよう、その管理は厳格に行われております。しかしながら、このような厳格な管理体制にもかかわらず、当社役員や従業員の過誤等が生じた場合、当社の信頼を損なうことなどによって、当社の業績に影響を与える可能性があります。

外部環境について

a．決済サービス市場における競争激化

競争激化への対応としての差別化戦略が予定通りの成果を挙げることができないなどの場合、価格競争に巻き込まれる可能性があります。

b．新規事業の創出・育成に係る投資について

「支払秘書」「バスもり！」などの新規事業に積極的に設備投資、研究開発投資及び販売促進活動を継続しておりますが、当社の計画通りに進捗せず十分な投資効果が得られないときは、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

c．特定取引先への依存について

当社は上記の各外部環境に関するリスク認識のもと、新規サービス・新規事業の創出、新規取引先の拡充に努めてきておりますが、主要取引先向けの売上高減少、経済条件の見直しなどが発生する場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

d．知的財産権について

当社の事業分野における知的財産権の状況を、適時、完全に把握することは困難であるため、当社が第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償請求または差し止め請求を受ける可能性があります。

e . パラダイムシフトについて

例えば決済市場におけるイノベーション等により、全く新規の決済スキーム等が出現した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社は各種業務を行うに際し、顧客の個人情報を保有することがあり、今後もサービス拡大に伴い当社が取り扱う個人情報は増加することが予想されます。当社はこれら個人情報の取り扱いについてはプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS・札幌事業所）を取得し、これに準じて社内管理体制を整備し、情報管理への意識を高めております。

これらの対策により個人情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、今後何らかの原因により情報の外部流出が発生した場合には、損害賠償請求を受け、社会的信用が失墜することなどにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当事業年度、当社事業が立脚する市場においてはスマートフォンの普及に加え、フィンテックの伸展等時代の大変革期を迎えております。このような情勢のもと、当社は平成28年8月新たなビジネスチャンスに積極果敢にチャレンジする「中期経営5か年計画（2016年7月 - 2021年6月）」を発表、重点施策を「電子マネー化時代への対応」「バズIT化プロジェクトの推進」「事業者サイドに立ったコンシューマ向けサービス支援」を推進する活動をしてまいりました。

中期計画二年目に当たる当事業年度の経営成績は、売上高9,783百万円（前事業年度比4.6%減）、営業利益677百万円（前事業年度比38.3%減）、経常利益は708百万円（前事業年度比42.9%減）、当期純利益は495百万円（前事業年度比43.1%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は9,983百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において営業活動により支出した資金は3,993百万円となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益708百万円であり、主な減少要因は、期末日が休日であったため収納金の入金が増月初にずれこんだことによる収納代行預り金の減少4,422百万円、営業未払金の減少382百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において投資活動により獲得した資金は35百万円となりました。主な増加要因は、有価証券の償還による収入6,000百万円、主な減少要因は有価証券の取得による支出4,499百万円、定期預金の預入による支出580百万円、無形固定資産の取得による支出482百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において財務活動により支出した資金は1,405百万円となりました。主な減少要因は、配当金の支払い額943百万円、自己株式の取得による支出499百万円等であります。

受注及び販売の状況

(1) 受注状況

当事業年度の受注状況は、次のとおりであります。

受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
8,032	52.4	6,503	47.5

- （注）1．金額は販売価格によっております。
 2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3．当社における受注の内容は、相手先からの受託開発であります。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 （自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）	前年同期比（％）
決済・認証事業（千円）	9,783,582	4.6

- （注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2．最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)		当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
アマゾンジャパン(同)(注)2	3,278,305	32.0	3,165,894	32.4
ヤフー(株)	1,447,348	14.1	1,593,416	16.3

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2. AMAZON.COM INT'L SALES, INC.に対する売上高2,386千円(前事業年度)、271千円(当事業年度)を含む。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債及び収益・費用の計上に関連して、種々の見積りを行っております。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社は、重要な会計方針の適用において以下のとおり見積りを行っております。

繰延税金資産

繰延税金資産については、将来の課税所得等を検討し、全額が回収可能と判断し資産計上しております。しかしながら、将来の課税所得等を検討し、繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、繰延税金資産に対する評価性引当額を追加計上する可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、貸借対照表に計上する繰延税金資産の計上額を減額する可能性があります。

ソフトウェアの減損

ソフトウェアについては、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められたものを資産計上しております。しかしながら、計画の変更、使用状況の見直し等により収益獲得または費用削減効果が損なわれた場合には、資産の減損が必要となる可能性があります。

投資の減損

投資価値の下落が著しく、かつ回復可能性がないと判断した場合に投資の減損を計上しております。時価のある有価証券については、時価が取得価額に比べて50%以上下落している場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性があると総合的に判断した場合を除いて減損処理を行っております。将来の市況悪化等により現在の帳簿価額に反映されていない損失または投資簿価の回収不能が発生した場合、投資の減損が必要となる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

当事業年度の経営成績は、売上高9,783百万円(前事業年度比4.6%減)、営業利益677百万円(前事業年度比38.3%減)、経常利益は708百万円(前事業年度比42.9%減)、当期純利益は495百万円(前事業年度比43.1%減)となりました。

(3) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当事業年度末の流動資産につきましては、14,481百万円となりました。主な内訳は現金及び預金10,564百万円、有価証券1,999百万円、売掛金539百万円であります。現金及び預金には、回収代行業務に係る収納代行預り金が6,959百万円含まれておりますが、これは翌月の所定期日には事業者に送金されるものであり一時的に当社が保管するものであります。また、固定資産は2,330百万円となりました。主な内訳は、ソフトウェア1,104百万円、工具器具備品239百万円であります。以上の結果、資産合計は16,811百万円となりました。

(参考) 現金及び預金の純額(回収代行業務に関する預り金を相殺した、正味の現預金残高)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
(A)現金及び預金(千円)	15,848,163	10,564,002
(B)収納代行預り金(千円)	11,381,496	6,959,082
(A)-(B)現金及び預金純額(千円)	4,466,667	3,604,919

(負債)

当事業年度末の流動負債につきましては、8,725百万円となりました。主な内訳は収納代行預り金6,959百万円、預り金870百万円であります。また、固定負債は178百万円となりました。以上の結果、負債合計は8,904百万円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産につきましては、7,907百万円となりました。主な内訳は株主資本7,812百万円であります。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

資金需要

当事業年度における当社の主な資金需要は、サーバ設備等やソフトウェアの取得による設備投資などであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社におきましては、コンビニインフラへの依存、システムトラブル及び事務リスク、競合他社との競争激化、新サービスへの対応、新規事業への投資、知的財産権、個人情報の管理などが経営成績に重要な影響を与える要因と認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

キャッシュレス社会に向けた大きな時代の変革期が予測されております。当社はこの変革期を大きなビジネスチャンスに変えるべく、積極的な経営姿勢に転換しております。かつてコンビニ決済など斬新なアイデアで現在の地歩を確立したように、強い思いをもってチャレンジを続けてまいります。

当社の目指すサービスプラットフォームは「ストック型」であり、一旦収益ラインを突破すると一気に拡大する可能性を秘めております。重要なことは、ビジネスボリューム拡大に伴う人件費増加を避けることで、そのために運用など後方処理自動化に相当額の投資を継続的に行っております。これらが最大限の効果を発揮する想定で2021年6月期の経常利益目標を50億円としております。

4【経営上の重要な契約等】

仕入先との契約

提携先	契約年月日	提携内容	備考
(株)ファミリーマート (注)1	平成10年6月11日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成10年6月30日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)ローソン	平成10年8月1日	料金収納業務の委託等に関する契約	業務委託契約
(株)みずほ銀行	平成15年1月10日	収納事務に関する委託契約	業務委託契約
(株)三井住友銀行	平成20年7月31日	送金受付サービスに関する契約	業務提携契約

(注)1.(株)ファミリーマートとの契約は一部、平成16年3月1日付で(株)ファミマ・ドット・コム(現社名(株)UFI FUTURE)に継承されております。

2.上記の契約の契約期間に関しましては、全て一定年数経過以降、双方とも解約または変更の意思表示がない場合は、1年間の自動更新となっております。

5【研究開発活動】

当社は、将来に向けて成長スピードを維持していくため、「次世代を担うビジネススキームの確立」と「カイゼン(機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり)」を行っていくことが必要と考えております。

当事業年度においては、データセンターのコスト削減とベストパフォーマンスの実現に取組んだほか、バスチケットの革新的直売モデルの研究開発、消費者を意識した新たなサービスモデルの研究開発、決済の周辺事業領域への機能拡充に取組みました。

その結果、当事業年度における研究開発費は、93,343千円となりました。なお、当社は決済・認証事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社における当事業年度の設備投資額（有形及び無形固定資産の取得価額を基準とし、消費税等は含んでおりません）は、884,621千円であり、主なものは既存事業の機能拡充、新規事業のサービス稼働に伴うソフトウェアの開発及びデータセンターの「安定運用」と「コストパフォーマンス向上」に向けたサーバー設備等の拡充であります。なお、当社は決済・認証事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社オフィス	3,348	()		2,266	5,614	33()
札幌事業所 (札幌市厚別区)	総合業務施設	145,437	136,266 (9,699.00)		1,345,357	1,627,062	81(29)

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
 3. 上記のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	建物 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社オフィス (賃借)	471.00	45,820

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
札幌事業所 (札幌市厚別区)	基幹システム 関連設備	475,704	369,031	自己資金	平成30年7月	平成31年6月	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、前事業年度末に計画しておりました設備計画のうち、当事業年度に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
札幌事業所 (札幌市厚別区)	基幹システム関連設備	474,105	平成30年6月	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,624,000
計	54,624,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,400,000	19,400,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	19,400,000	19,400,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成23年10月18日取締役会決議（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	144	144
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,800(注)1	28,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年11月4日 至平成33年11月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 313 資本組入額 156.5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 当社は平成29年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成25年5月21日取締役会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	104	104
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,800(注)1	20,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年6月6日 至平成65年6月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 187.5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 当社は平成29年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成25年8月14日取締役会決議（業績目標連動型第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	842	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168,400	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	470	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年9月4日 至平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 470 資本組入額 235	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記()及び()に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

- ()平成26年6月期の営業利益が14.5億円を超過した場合及び平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
- ()平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合及び平成28年6月期の営業利益が20億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の100%

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記 に準じて決定する。

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。平成28年7月1日付で 株式 1 株につき 2 株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権 1 個につき200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

下記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記 に定める行使期間の末日までとする。

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成25年9月4日から平成30年9月3日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 1 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成25年9月26日取締役会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	56	56
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,200(注)1	11,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年10月16日 至平成65年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 698.96 資本組入額 344.98	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 当社は平成29年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成26年9月26日取締役会決議（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,600(注)1	7,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年10月16日 至 平成66年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 679 資本組入額 339.5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。なお、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったため、平成28年7月1日以降、新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 当社は平成29年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成28年9月21日取締役会決議（業績目標連動型第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	15,861	15,861
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,586,100	1,586,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,322	同左
新株予約権の行使期間	自平成31年8月1日 至平成35年10月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,322 資本組入額 661	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記()及び()に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

()平成31年6月期における当社の経常利益が30億円を超過した場合

()平成33年6月期における当社の経常利益が50億円を超過した場合

なお、経常利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の損益計算書を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記に準じて決定する。

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

下記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記 に定める行使期間の末日までとする。

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成31年 8 月 1 日から平成35年10月 6 日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
 (注) 1 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成28年9月21日取締役会決議（税制適格型第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	850	850
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000	85,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,355	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年9月22日 至平成38年9月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,355 資本組入額 678	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1 . 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記 に準じて決定する。

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

下記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記に定める行使期間の末日までとする。

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成31年8月1日から平成35年10月6日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

(注)1に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成28年9月21日取締役会決議（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	62	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,200(注)1	6,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年10月12日 至平成68年10月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,050 資本組入額 525	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 当社は平成29年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

平成29年8月17日取締役会決議（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成30年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	106	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,600(注)1	10,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年9月1日 至平成69年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 804 資本組入額 402	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式は、新株予約権1個につき100株とする。ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがある場合はこの限りではない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日 (注)1	11,386,881	11,501,900	-	667,782	-	3,509,216
平成25年8月30日 (注)2	1,401,900	10,100,000	-	667,782	-	3,509,216
平成26年8月29日 (注)3	300,000	9,800,000	-	667,782	-	3,509,216
平成27年8月31日 (注)4	100,000	9,700,000	-	667,782	-	3,509,216
平成28年7月1日 (注)5	9,700,000	19,400,000	-	667,782	-	3,509,216

(注)1.平成24年7月1日をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が11,386,881株増加しております。

2.平成25年8月14日開催の取締役会決議により、平成25年8月30日付で自己株式1,401,900株を消却しております。

3.平成26年8月14日開催の取締役会決議により、平成26年8月29日付で自己株式300,000株を消却しております。

4.平成27年8月7日開催の取締役会決議により、平成27年8月31日付で自己株式100,000株を消却しております。

5.平成28年5月19日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(5)【所有者別状況】

平成30年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	25	96	50	9	11,797	12,005	-
所有株式数(単元)	-	49,490	1,057	21,663	14,415	377	106,935	193,937	6,300
所有株式数の割合(%)	-	25.52	0.55	11.17	7.43	0.19	55.14	100.00	-

(注)1.自己株式825,656株は、「個人その他」に8,256単元及び「単元未満株式の状況」に56株を含めて記載しております。

2.「金融機関」の欄には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」)が所有する1,926単元を含めて記載しております。なお、当該株式は財務諸表においては、自己株式として処理しております。

(6)【大株主の状況】

平成30年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	918,600	4.94
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	903,000	4.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	779,300	4.19
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29-22	612,200	3.29
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	582,300	3.13
宮澤 一洋	東京都世田谷区	471,395	2.53
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7	401,800	2.16
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	385,300	2.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	371,000	1.99
日本生命保険相互株式会社 (常任代理人日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	340,200	1.83
計	-	5,765,095	30.99

- (注) 1. 上記のほか、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、192,600株保有しております。なお、当該株式は財務諸表においては、自己株式として処理しております。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は888,800株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分121,500株、投資信託設定分735,000株、その他信託設定分32,300株となっております。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び(信託口5)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,147,900株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分14,100株、投資信託設定分719,300株、その他信託設定分414,500株となっております。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 825,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,568,100	185,681	-
単元未満株式	普通株式 6,300	-	-
発行済株式総数	19,400,000	-	-
総株主の議決権	-	185,681	-

- (注) 1. 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」192,600株(議決権の数1,926個)は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。
2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には当社所有の自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェルネット 株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目 1番7号	825,656	-	825,656	4.26
計	-	825,656	-	825,656	4.26

- (注) 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産(所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」192,600株(議決権の数1926個)は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」）を導入しております。

導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）について検討してまいりました。平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、現行退職金制度とは別に会社への貢献を従業員に還元する報酬制度として、退職時に株式を給付しその価値を処遇に反映するために本制度を導入することといたしました。

当該従業員株式所有制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。また、信託銀行は制度加入者である当社従業員（信託管理人）の指図に基づき議決権を行使します。

本制度の導入により、従業員の勤続意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

従業員等に取得させる予定の株式の総数または総額

平成22年6月25日付で、98,591千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」）が2,000株、92,456千円取得しておりますが、今後信託E口が当社株式を取得する予定は未定であります。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

本制度は、当社の従業員のうち、勤続期間が10年以上の者に適用します。なお、当該従業員には役員、嘱託、契約社員及びパート・アルバイトを含みません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成30年2月2日)での決議状況 (取得期間 平成30年2月5日~平成30年6月26日)	470,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	429,100	499,953,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	40,900	46,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	8.7	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	8.7	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)1	108,602	127,058,832	166,400	194,637,326
保有自己株式数	825,656	-	659,256	-

- (注) 1. 当事業年度の内訳は、ストックオプションの権利行使(株式数95,300株、処分価額の総額111,447,132円)、譲渡制限付株式報酬の給付(株式数13,302株、処分価額の総額15,611,700円)、当期間の内訳は、ストックオプションの権利行使(株式数166,400株、処分価額の総額194,637,326円)であります。
2. 保有自己株式数においては「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式192,600株は含まれておりません。
3. 当期間における処理自己株式数には、平成30年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
4. 当期間における保有自己株式数には、平成30年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を充実させつつ、業績動向や経営環境等を総合的に勘案して、株主様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、平成28年8月に公表した「新中期経営5か年計画」（2016年7月 - 2021年6月）において、積極的にリスクをとってもう一段高い企業価値創生に挑んでいく経営方針を掲げておりますが、株主の皆様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、「新中期経営5か年計画」の期間の配当性向を50%以上とし、1株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当することとしております。中期経営計画の初年度にあたる当期の配当につきましては、1株あたりの普通配当を50円と致しました。

当社は、「新中期経営5か年計画」の方針に基づき、当面の間は年1回の期末配当といたします。また、取締役会にて剰余金の配当の決定が可能である旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年8月17日 取締役会決議	928,717	50

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
最高(円)	2,150	3,025	4,500 2,081	2,157	1,440
最低(円)	830	1,635	2,286 1,924	1,181	1,068

(注) 1. 最高・最低株価は、平成23年7月1日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成26年2月28日より東京証券取引所(市場第二部)におけるものであり、平成26年12月19日より東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成28年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	1,249	1,245	1,165	1,205	1,310	1,282
最低(円)	1,160	1,079	1,068	1,092	1,175	1,084

5【役員 の 状 況】

男性 4名 女性 1名 (役員のうち女性の比率20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)		宮澤 一洋	昭和35年2月24日生	昭和58年3月 東洋計器㈱入社 平成8年3月 ㈱一高たかはし入社 平成8年9月 当社 取締役営業部長就任 平成21年9月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注)1	471,395
取締役	管理部長	高橋 静代	昭和37年2月24日生	昭和60年4月 チェースマンハッタン銀行東京支店入社 平成2年12月 中央コーパス・アンド・ライブランドコンサルティング㈱入社 平成6年10月 フューチャーシステムコンサルティング㈱(現フューチャーアーキテクト㈱)入社 平成16年1月 同社執行役員就任 平成28年1月 ㈱ビジネスブレイン太田昭和入社 平成29年7月 当社入社 管理部部长代理 平成29年9月 当社 取締役管理部部长就任(現任)	(注)1	1,663
取締役 (監査等委員)		安藤 均	昭和31年11月1日生	昭和55年4月 日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行)入行 平成17年4月 ㈱テクノロジー・アライアンス・インベストメント入社 平成18年3月 同社 常務執行役員(管理担当)就任 平成19年10月 ㈱大島造船所入社 経理部長就任 平成19年12月 同社 取締役経理部長就任 平成28年6月 協和㈱入社 常勤監査役就任 平成29年9月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2	831
取締役 (監査等委員)		佐藤 元宏	昭和22年2月21日生	昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所 昭和53年7月 公認会計士 3次試験合格 平成20年9月 新日本監査法人 常務理事就任 平成23年6月 同法人退職 公認会計士佐藤元宏事務所開設 所長就任(現職) 平成28年9月 当社 監査役就任 平成29年9月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2	831
取締役 (監査等委員)		花澤 隆	昭和26年5月9日生	昭和51年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話㈱)入社 平成19年6月 同社 取締役 研究企画部門長 平成21年6月 NTTアドバンステクノロジー㈱ 代表取締役副社長 平成22年6月 同社 代表取締役社長 平成27年6月 同社 取締役相談役 平成28年6月 同社 取締役相談役退任 平成29年9月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2	831
計						475,551

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成30年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査等委員である取締役の任期は、平成29年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 安藤均、佐藤元宏、花澤隆は、社外取締役であります。
4. 平成29年9月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

5. 当社では、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入いたしております。なお、平成30年9月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

執行役員 宮澤 一 洋 (社長)
 執行役員 高橋 静 代 (管理部長)
 執行役員 滝島 啓 介 (ソリューション営業部長)
 執行役員 芳西 崇 (札幌事業所長)
 執行役員 小山 貴 夫 (フィンテック・決済基盤等管掌)

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
山本 強	昭和28年12月16日生	昭和53年4月富士通株式会社入社 昭和57年4月北海道大学工学部講師 昭和61年6月同大学工学博士 昭和61年12月同大学助教授 平成元年7月同大学大型計算機センター助教授 平成8年4月同大学大型計算機センター教授 平成11年4月同大学大学院工学研究科教授 平成16年4月同大学大学院情報科学研究科教授 平成29年4月同大学大学院情報科学研究科特任教授・名誉教授	10,000

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等ステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティの強化が必要と考えております。

当社は平成29年9月27日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。以下は当事業年度末における監査等委員会設置会社としてのコーポレート・ガバナンスの状況について記載しております。

企業統治の体制

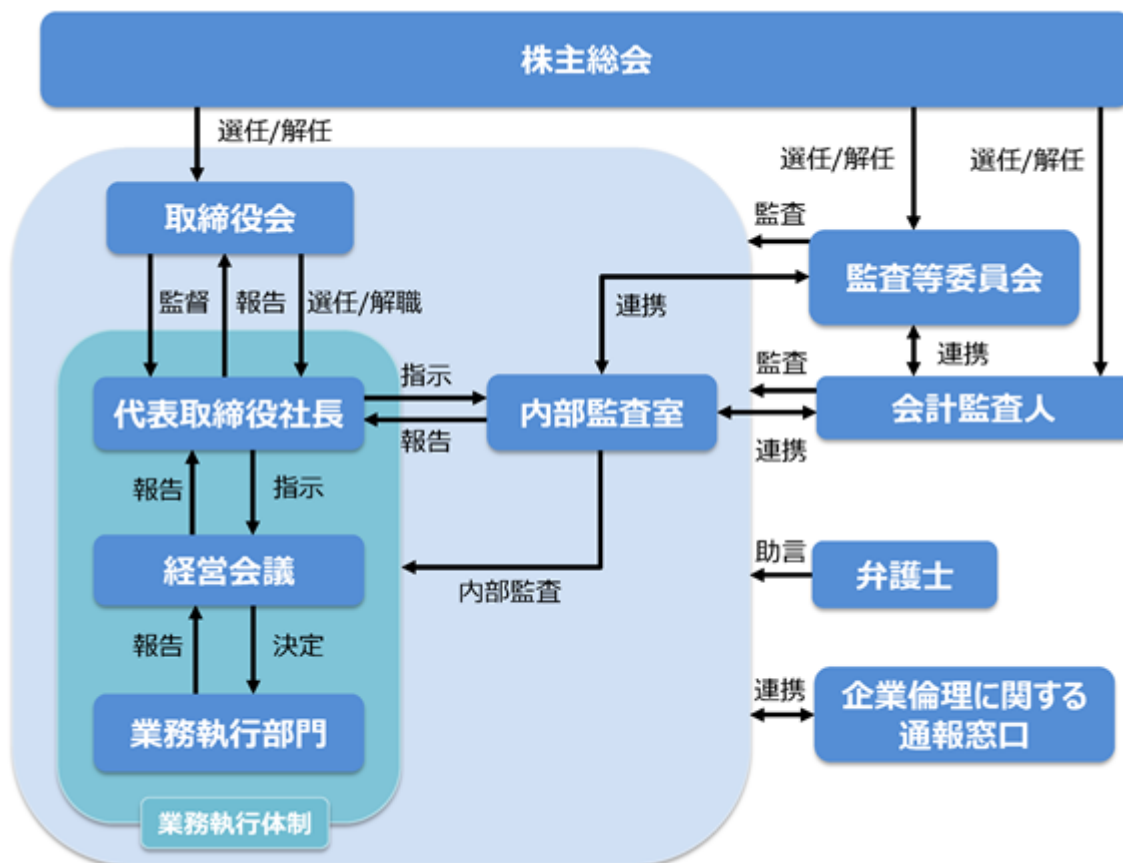
当事業年度末における当社の企業統治の体制は、以下のとおりです。

・企業統治の体制の概要

経営上の重要事項決定機関である取締役会は、提出日現在、代表取締役を含む業務執行に携わる取締役2名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、月1回定時取締役会を、また必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。意思決定にあたっては十分な議論・検討が行われており、また業務運営上の重要な報告も適切に行われているなど、取締役の業務執行に対する監督機能が十分に働いております。

当社は監査等委員会設置会社であり、提出日現在、常勤社外監査等委員1名及び非常勤社外監査等委員2名で監査等委員会を組織し、月1回定時監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、取締役の職務執行の有効性・効率性及び法令等の遵守を確保するため、監査を中心とした経営監視を行っております。

なお、提出日現在の当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の組織図は次のとおりであります。



・企業統治の体制を採用する理由

当社は、社外取締役として監査等委員である取締役3名を選任しており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制と判断しております。

・内部統制システムの整備状況

当社は、組織規程及び業務分掌規程をはじめとする各種規程を整備しており、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制が図られております。また、各種規程は法令、社内組織や業務内容の変更等に応じて検討を行い、改正のうえ、都度周知・徹底を図っております。

さらに、法令遵守の立場から役員及び社員が遵守すべき、「ウエルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権の尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

以上の内部統制システムの有効性の検証としては、内部監査室による内部監査が実施されております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く様々なリスクを的確に把握し、それに迅速に対応することが重要であることから、リスク管理においては組織的な対応を心がけております。

定時や臨時の取締役会のほか、経営会議及び各部門会議等において、各業務執行部門で収集されたりリスク情報及びその対応が問題提起され、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内にて周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や会計監査人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時には、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応に当たっております。特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役とともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査室は、社長の指名によって任命された内部監査室2名で構成され、定期的に各部門の業務執行が法令、社内規程に違反することなく遂行されているかを監査しております。また、内部監査室は会計監査人とも必要に応じて意見交換を実施しております。なお、監査等委員は、随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

監査等委員会監査の状況は、取締役会出席に加え、重要会議等への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査等を通じて、取締役の業務執行状況及び社内業務の遂行状況について監査しております。また、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行っております。

社外取締役（監査等委員）

当社の社外取締役（監査等委員）は3名であります。

社外取締役（監査等委員）の安藤均氏は金融業界で培ってきた専門知識・経験等を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の監査体制に反映させていただくため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の佐藤元宏氏は公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の監査体制に反映させていただくため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の花澤隆氏はシステムに知見のある経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の監査体制に反映させていただくため選任しております。

当社と社外取締役（監査等委員）との間に人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役（監査等委員）の当社株式の所有状況につきましては「第4 提出会社の状況 5 . 役員の状況」に記載のとおりであります。

当社においては、社外取締役（監査等委員）を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役（監査等委員）は、取締役会に出席し、それぞれ独立した立場から積極的に質問・意見などの発言を行っており、取締役会の意思決定に対する客観的、中立的な監視機能が十分に整っております。

役員報酬等

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	64,270	46,499	9,969	4,471	3,331	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	0
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	0
社外役員	16,996	14,999	-	-	1,997	6

(注) 当社は、平成29年9月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

・使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
24,356	4	執行役員としての給与であります。

・役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役(監査等委員である取締役を除く)・取締役(監査等委員)・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、職位、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定しております。各取締役(監査等委員)の報酬額は監査等委員会の決議により、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数及び貸借対照表計上の合計額

2銘柄 6,292千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び合計額
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本航空(株)	800	2,779	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的
ANAホールディングス(株)	9,000	3,513	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本航空(株)	800	3,142	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的
ANAホールディングス(株) (注)	900	3,662	取引先の情報収集及び株主優待・配当等 収益メリット享受目的

(注) ANAホールディングス(株)は、平成29年10月1日付で、10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査は、第三者であるEY新日本有限責任監査法人から適正な監査を受けるとともに、重要な会計的課題については随時相談・検討を行っております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属監査法人
川井 克之	EY新日本有限責任監査法人
福本 千人	EY新日本有限責任監査法人

(注) 監査業務に係る補助者は、公認会計士11名及びその他17名であります。

取締役の定数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役の定数につきましては、10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

剰余金の配当及び中間配当

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定することができる旨、及び会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任減免

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨の規定を定款に定めております。これは取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,800	-	32,500	-

注) 上記以外に、当事業年度は前事業年度の監査に係る追加報酬として9,000千円を、支給しております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査法人より監査計画に基づいた監査報酬の見積の提示を受け、過去の監査の実績や当社の業務規模、監査に要する業務量等を勘案し、監査等委員会の同意を得て社内稟議により決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、事業年度（平成29年7月1日～平成30年6月30日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応できるようにするため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,848,163	10,564,002
売掛金	457,038	539,030
営業未収入金	233,052	36,072
有価証券	2,999,842	1,999,913
商品	2,677	2,206
仕掛品	6,970	6,630
貯蔵品	1,553	1,433
前払費用	43,295	82,495
繰延税金資産	4,022	9,850
その他	1,157,095	1,239,587
流動資産合計	20,753,711	14,481,221
固定資産		
有形固定資産		
建物	273,630	284,506
減価償却累計額	129,185	136,999
建物(純額)	144,444	147,507
構築物	9,779	10,459
減価償却累計額	9,016	9,181
構築物(純額)	763	1,278
工具、器具及び備品	642,664	794,252
減価償却累計額	508,963	554,383
工具、器具及び備品(純額)	133,700	239,869
土地	136,266	136,266
建設仮勘定	273	3,207
有形固定資産合計	415,448	528,130
無形固定資産		
商標権	1,551	1,332
ソフトウェア	828,020	1,104,546
無形固定資産合計	829,571	1,105,878
投資その他の資産		
投資有価証券	206,292	206,804
長期前払費用	25,048	49,693
出資金	71,664	93,708
差入保証金	48,562	198,562
前払年金費用	16,023	16,937
繰延税金資産	86,496	124,056
その他	5,006	6,365
投資その他の資産合計	459,094	696,128
固定資産合計	1,704,114	2,330,137
資産合計	22,457,826	16,811,358

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	464,637	512,434
営業未払金	456,332	73,555
未払金	252,644	166,660
未払費用	13,240	19,587
未払法人税等	-	117,135
前受金	1,707	951
預り金	760,668	870,824
収納代行預り金	11,381,496	6,959,082
ポイント引当金	-	362
その他	182,400	5,188
流動負債合計	13,513,128	8,725,783
固定負債		
株式給付引当金	35,925	42,407
資産除去債務	6,946	7,049
長期末払金	119,007	119,007
その他	2,567	9,921
固定負債合計	164,446	178,385
負債合計	13,677,574	8,904,169
純資産の部		
株主資本		
資本金	667,782	667,782
資本剰余金		
資本準備金	3,509,216	3,509,216
資本剰余金合計	3,509,216	3,509,216
利益剰余金		
利益準備金	22,010	22,010
その他利益剰余金		
特別償却準備金	3,130	1,565
別途積立金	3,160,000	3,160,000
繰越利益剰余金	2,018,191	1,506,650
利益剰余金合計	5,203,332	4,690,225
自己株式	682,037	1,054,932
株主資本合計	8,698,293	7,812,292
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	129	485
評価・換算差額等合計	129	485
新株予約権	81,828	94,411
純資産合計	8,780,251	7,907,189
負債純資産合計	22,457,826	16,811,358

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	10,260,276	9,783,582
売上原価	7,673,962	7,917,424
売上総利益	2,586,313	1,866,158
販売費及び一般管理費	1, 2 1,487,153	1, 2 1,188,247
営業利益	1,099,160	677,910
営業外収益		
受取利息	1,828	2,267
有価証券利息	9,816	8,583
受取配当金	129	142
偶発損失引当金戻入益	39,958	-
還付消費税等	88,436	11,864
その他	3,659	10,587
営業外収益合計	143,828	33,444
営業外費用		
支払利息	0	-
投資事業組合運用損	3,335	2,956
その他	72	53
営業外費用合計	3,408	3,009
経常利益	1,239,580	708,345
税引前当期純利益	1,239,580	708,345
法人税、住民税及び事業税	314,189	256,737
法人税等調整額	55,701	43,543
法人税等合計	369,891	213,193
当期純利益	869,688	495,152

(売上原価明細書)

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)			当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)		金額(千円)	構成比 (%)	
商品売上原価							
1. 期首商品たな卸高		2,649			2,677		
2. 当期商品仕入高		25,994			25,605		
合計		28,643			28,283		
3. 期末商品たな卸高		2,677	25,966	0.3	2,206	26,076	0.3
労務費			219,508	2.7		490,923	5.8
経費	2		7,395,112	91.2		7,514,977	89.1
外注費			472,072	5.8		402,632	4.8
総計			8,112,660	100.0		8,434,610	100.0
他勘定振替高	3		440,778			517,526	
期首仕掛品たな卸高			9,051			6,970	
期末仕掛品たな卸高			6,970			6,630	
売上原価			7,673,962			7,917,424	

(注) 1. 売上原価につきましては、個別原価計算を採用しております。

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
収納代行手数料(千円)	6,736,751	6,585,984
請求書郵送料(千円)	218,392	215,631
減価償却費(千円)	236,386	299,521
その他(千円)	203,582	413,839
合計(千円)	7,395,112	7,514,977

3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア(千円)	420,957	433,253
研究開発費(千円)	19,821	84,272
合計(千円)	440,778	517,526

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	4,695	3,160,000	2,076,740	5,263,446
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					1,565		1,565	-
剰余金の配当							745,201	745,201
当期純利益							869,688	869,688
自己株式の処分							184,601	184,601
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,565	-	58,549	60,113
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,130	3,160,000	2,018,191	5,203,332

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	993,464	8,446,981	593	593	39,127	8,485,515
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
剰余金の配当		745,201				745,201
当期純利益		869,688				869,688
自己株式の処分	311,426	126,825				126,825
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			722	722	42,701	43,423
当期変動額合計	311,426	251,312	722	722	42,701	294,736
当期末残高	682,037	8,698,293	129	129	81,828	8,780,251

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	3,130	3,160,000	2,018,191	5,203,332
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					1,565		1,565	-
剰余金の配当							944,742	944,742
当期純利益							495,152	495,152
自己株式の取得								
自己株式の処分							63,517	63,517
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,565	-	511,541	513,106
当期末残高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	1,565	3,160,000	1,506,650	4,690,225

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	682,037	8,698,293	129	129	81,828	8,780,251
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
剰余金の配当		944,742				944,742
当期純利益		495,152				495,152
自己株式の取得	499,953	499,953				499,953
自己株式の処分	127,058	63,541				63,541
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			356	356	12,583	12,939
当期変動額合計	372,894	886,001	356	356	12,583	873,062
当期末残高	1,054,932	7,812,292	485	485	94,411	7,907,189

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,239,580	708,345
減価償却費	279,396	316,029
受取利息及び受取配当金	11,773	10,993
支払利息	0	-
投資事業組合運用損益(は益)	3,335	2,956
営業未収入金の増減額(は増加)	296,015	196,980
売上債権の増減額(は増加)	69,565	81,992
たな卸資産の増減額(は増加)	2,153	1,496
営業未払金の増減額(は減少)	587,619	382,777
仕入債務の増減額(は減少)	90,400	47,796
収納代行預り金の増減額(は減少)	1,815,405	4,422,413
その他	96,328	289,171
小計	3,111,988	3,916,736
利息及び配当金の受取額	5,686	10,091
利息の支払額	0	-
法人税等の支払額	789,609	87,005
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,328,064	3,993,650
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	6,498,719	4,499,425
有価証券の償還による収入	6,500,000	6,000,000
有形固定資産の取得による支出	87,048	227,966
無形固定資産の取得による支出	505,601	482,502
定期預金の預入による支出	1,000,000	580,000
投資有価証券の償還による収入	300,000	-
出資金の払込による支出	50,000	25,000
差入保証金の差入による支出	-	150,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,341,368	35,106
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	499,953
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	124,456	37,709
新株予約権の発行による収入	22,426	-
リース債務の返済による支出	115	-
配当金の支払額	743,352	943,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	596,586	1,405,609
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	390,109	5,364,153
現金及び現金同等物の期首残高	14,958,039	15,348,149
現金及び現金同等物の期末残高	15,348,149	9,983,995

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物、並びに、工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年~39年

工具、器具及び備品 3年~15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3~5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) ポイント引当金

「支払秘書」の口座開設者に対してポイントを付与しており、当該ポイントが将来使用される場合の負担に備えて、将来使用が見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

(追加情報)

当事業年度より、新たな事業であるフィンテック・サービス「支払秘書」のサービス開始に伴い、ポイント引当金の計上を開始しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託(J-ESOP) (以下、「本制度」という。)を平成22年7月に導入いたしました。

取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前事業年度末89,166千円、当事業年度末89,166千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前事業年度末192,600株、当事業年度末192,600株であり、期中平均株式数は、前事業年度192,926株、当事業年度192,600株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(貸借対照表関係)

収納代行預り金

収納代行預り金は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が預金に含まれています。

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14%、当事業年度15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86%、当事業年度85%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
広告宣伝費	158,331千円	147,979千円
役員報酬	103,182	88,261
給料手当及び賞与	317,227	318,067
賃借料	45,978	45,820
減価償却費	41,201	16,507
支払手数料	338,076	93,926

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
	17,067千円	93,343千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1、2)	9,700,000	9,700,000	-	19,400,000
合計	9,700,000	9,700,000	-	19,400,000
自己株式				
普通株式(注1、3、4、5)	481,979	481,979	266,200	697,758
合計	481,979	481,979	266,200	697,758

- (注) 1. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式の株式数の増加9,700,000株は、株式分割によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の増加481,979株は、株式分割によるものであります。
 4. 普通株式の自己株式の株式数の減少266,200株は、ストック・オプションの行使による減少264,800株、株式給付信託(J-ESOP)の給付による減少1,400株であります。
 5. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成29年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式(当事業年度期首97,000株、当事業年度期末192,600株)を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	9,012
	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	-	-	-	-	-	10,050
	業績目標連動型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	1,615
	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	-	-	-	-	-	10,073
	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権	-	-	-	-	-	6,654
	株式報酬型ストック・オプション第5回新株予約権	-	-	-	-	-	8,295
	業績目標連動型ストック・オプション第2回新株予約権	-	-	-	-	-	22,309
	税制適格型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	13,818
合計	-	-	-	-	-	81,828	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月28日 定時株主総会	普通株式	754,201	80	平成28年6月30日	平成28年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年9月27日 定時株主総会	普通株式	944,742	利益剰余金	50	平成29年6月30日	平成29年9月28日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

当事業年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,400,000	-	-	19,400,000
合計	19,400,000	-	-	19,400,000
自己株式				
普通株式(注1, 2, 3)	697,758	429,100	108,602	1,018,256
合計	697,758	429,100	108,602	1,018,256

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加429,100株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少108,602株は、ストック・オプションの行使による減少95,300株、譲渡制限付株式報酬の給付による減少13,302株であります。

3. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成30年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式(当事業年度期首192,600株、当事業年度期末192,600株)を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	株式報酬型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	9,012
	株式報酬型ストック・オプション第2回新株予約権	-	-	-	-	-	7,800
	業績目標連動型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	1,094
	株式報酬型ストック・オプション第3回新株予約権	-	-	-	-	-	7,727
	株式報酬型ストック・オプション第4回新株予約権	-	-	-	-	-	5,160
	株式報酬型ストック・オプション第5回新株予約権	-	-	-	-	-	6,510
	業績目標連動型ストック・オプション第2回新株予約権	-	-	-	-	-	20,619
	税制適格型ストック・オプション第1回新株予約権	-	-	-	-	-	27,965
	株式報酬型ストック・オプション第6回新株予約権	-	-	-	-	-	8,522
合計	-	-	-	-	-	94,411	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年9月27日 定時株主総会	普通株式	944,742	50	平成29年6月30日	平成29年9月28日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年8月17日 取締役会	普通株式	928,717	利益剰余金	50	平成30年6月30日	平成30年9月28日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	15,848,163千円	10,564,002千円
有価証券	499,985	999,993
預入期間が3か月を超える定期預金	1,000,000	1,580,000
現金及び現金同等物	15,348,149	9,983,995

現金及び現金同等物には、収納代行預り金に見合う金額6,959,082千円が含まれています。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やCP等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部は其他有価証券であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成29年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	15,848,163	15,848,163	-
(2) 売掛金	457,038	457,038	-
(3) 営業未収入金	233,052	233,052	-
(4) 有価証券	2,999,842	2,999,842	-
(5) 投資有価証券	206,292	229,712	23,420
資産計	19,744,389	19,767,809	23,420
(1) 買掛金	464,637	464,637	-
(2) 営業未払金	456,332	456,332	-
(3) 未払法人税等	-	-	-
(4) 収納代行預り金	11,381,496	11,381,496	-
負債計	12,302,466	12,302,466	-

当事業年度（平成30年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	10,564,002	10,564,002	-
(2) 売掛金	539,030	539,030	-
(3) 営業未収入金	36,072	36,072	-
(4) 有価証券	1,999,913	1,999,913	-
(5) 投資有価証券	206,804	227,524	20,720
資産計	13,345,822	13,366,542	20,720
(1) 買掛金	512,434	512,434	-
(2) 営業未払金	73,555	73,555	-
(3) 未払法人税等	117,135	117,135	-
(4) 収納代行預り金	6,959,082	6,959,082	-
負債計	7,662,207	7,662,207	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

時価は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 未払法人税等、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	15,848,163	-	-	-
売掛金	457,038	-	-	-
営業未収入金	233,052	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	2,500,000	-	-	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	-	-	-
合計	19,538,253	-	-	200,000

当事業年度（平成30年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,564,002	-	-	-
売掛金	539,030	-	-	-
営業未収入金	36,072	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	2,000,000	-	-	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	13,139,105	-	-	200,000

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成29年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	コマーシャルペーパー、転換社債	-	-	-
	その他	200,000	223,420	23,420
小計		200,000	223,420	23,420
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	コマーシャルペーパー、転換社債	2,499,842	2,499,842	-
	その他	-	-	-
小計		2,499,842	2,499,842	-
合計		2,699,842	2,723,262	23,420

当事業年度（平成30年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	コマーシャルペーパー	-	-	-
	その他	200,000	220,720	20,720
小計		200,000	220,720	20,720
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	コマーシャルペーパー	1,999,913	1,999,913	-
	その他	-	-	-
小計		1,999,913	1,999,913	-
合計		2,199,913	2,220,633	20,720

2. その他有価証券

前事業年度（平成29年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	3,513	2,999	513
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	-	-	-
小計		3,513	2,999	513
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	2,779	3,107	328
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	500,000	500,000	-
小計		502,779	503,107	328
合計		506,292	506,106	185

当事業年度（平成30年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	6,804	6,106	697
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	-	-	-
小計		6,804	6,106	697
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	-	-	-
	譲渡性預金	-	-	-
	その他	-	-	-
小計		-	-	-
合計		6,804	6,106	697

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）
 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）
 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。
 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)
退職給付引当金(は前払年金費用)の期首残高	16,994千円	16,023千円
退職給付費用	14,200	13,192
退職給付の支払額	1,979	1,236
制度への拠出額	11,250	12,870
退職給付引当金(は前払年金費用)の期末残高	16,023	16,937

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成29年 6月30日)	当事業年度 (平成30年 6月30日)
積立型制度の退職給付債務	56,986千円	67,610千円
年金資産	73,010	84,547
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,023	16,937
退職給付引当金(は前払年金費用)	16,023	16,937
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,023	16,937

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度14,200千円 当事業年度13,192千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)
販売費及び一般管理費	13,818	14,147

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 41,600株	普通株式 31,000株
付与日	平成23年11月2日	平成25年6月5日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間(注)3	平成23年11月4日～平成63年11月2日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。	平成25年6月6日～平成65年6月5日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。

	業績目標連動型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 57名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 680,000株	普通株式 17,000株
付与日	平成25年9月3日	平成25年10月15日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成25年9月4日～平成30年9月3日 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	平成25年10月16日～平成65年10月15日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる(注)3。

	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権	業績目標連動型ストック・オプション 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 9,800株(注)2	普通株式 1,725,100株
付与日	平成26年10月15日	平成28年10月7日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成26年10月16日～平成66年10月15日 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる(注)3。	平成31年8月1日～平成35年10月6日 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

	税制適格型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 69名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 98,900株	普通株式 15,800株
付与日	平成28年10月12日	平成28年10月12日
権利確定条件	定めはありません	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成30年9月22日～平成38年9月20日 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	平成28年10月12日～平成68年10月11日 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる(注)3。

株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 12,400株
付与日	平成29年8月17日
権利確定条件	定めはありません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	平成29年9月1日～平成69年8月31日 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 平成24年7月1日付で株式1株につき100株、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。株式数は、分割後の数に換算して記載しております。
3. 当社は平成29年8月17日開催の定時取締役会決議により、新株予約権の行使の条件を、次のとおり変更した。「新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。」

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	28,800	26,800
権利確定	-	-
権利行使	-	6,000
失効	-	-
未行使残	28,800	20,800

	業績目標連動型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	248,600	14,600
権利確定	-	-
権利行使	80,200	3,400
失効	-	-
未行使残	168,400	11,200

	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権	業績目標連動型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	1,716,100
付与	-	-
失効	-	130,000
権利確定	-	-
未確定残	-	1,586,100
権利確定後 (株)		
前事業年度末	9,800	-
権利確定	-	-
権利行使	2,200	-
失効	-	-
未行使残	7,600	-

	税制適格型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	98,000	-
付与	-	-
失効	13,000	-
権利確定	-	-
未確定残	85,000	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	7,900
権利確定	-	-
権利行使	-	1,700
失効	-	-
未行使残	-	6,200

株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権	
権利確定前	(株)
前事業年度末	-
付与	12,400
失効	-
権利確定	12,400
未確定残	-
権利確定後	(株)
前事業年度末	-
権利確定	12,400
権利行使	1,800
失効	-
未行使残	10,600

(注) 平成24年7月1日付で株式1株につき100株、平成28年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。株式数は、分割後の数に換算して記載しております。

単価情報

	株式報酬型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	-	1,191
付与日における公正な評価単価 (円)	62,585	750

	業績目標連動型ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	940	1
行使時平均株価 (円)	1,209.55	1,191
付与日における公正な評価単価 (円)	13	1,379.92

	株式報酬型ストック・オプション 第4回新株予約権	株式報酬型ストック・オプション 第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	1,191	1,191
付与日における公正な評価単価 (円)	689.96	1,050

	業績目標連動型ストック・オプション 第2回新株予約権	税制適格型第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,322	1,355
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,300	1,376

	株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	1,191
付与日における公正な評価単価 (円)	804

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 主な基礎数値及び見積方法

	株式報酬型ストック・オプション 第6回新株予約権
株価変動性 (注) 1	48.82%
予想残存期間 (注) 2	9.33年
予想配当 (注) 3	50円 / 株
無リスク利子率(注) 4	0.014%

(注) 1. 平成20年5月4日から平成29年8月31日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 付与対象取締役の現在の年齢から60歳までの期間を算出し、付与基準額に基づき加重平均した期間を予想残存期間としております。

3. 平成28年6月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	千円	8,475千円
税務認識売上額	3,080	
その他	941	1,374
繰延税金資産(流動)合計	4,022	9,850
繰延税金資産(流動)の純額	4,022	9,850
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	9,873千円	10,873千円
ソフトウェア	16,080	52,259
役員退職慰労引当金	36,190	36,190
新株予約権(役員報酬)	13,406	13,603
株式給付引当金	10,924	12,895
その他	8,197	7,196
繰延税金資産(固定)合計	94,673	133,019
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	4,872	5,150
その他	3,303	3,811
繰延税金負債(固定)合計	8,176	8,962
繰延税金資産(固定)の純額	86,496	124,056

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
アマゾンジャパン(同)(注)	3,278,305	決済・認証事業
ヤフー(株)	1,447,348	決済・認証事業

(注) AMAZON.COM INT'L SALES, INC. に対する売上高3,033,117千円(前事業年度)、2,386千円(当事業年度)を含む。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、決済・認証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
アマゾンジャパン(同)(注)	3,165,894	決済・認証事業
ヤフー(株)	1,593,416	決済・認証事業

(注) AMAZON.COM INT'L SALES, INC. に対する売上高2,386千円(前事業年度)、271千円(当事業年度)を含む。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり純資産額	460.36円	420.62円
1株当たり当期純利益金額	46.36円	26.31円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	45.57円	26.12円

(注) 1. 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式数を自己株式数に含めておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	869,688	495,152
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	869,688	495,152
期中平均株式数(株)	18,758,434	18,817,761
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	120,179	138,526
(うち新株予約権(株))	(120,179)	(138,526)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	273,630	11,541	665	284,506	136,999	8,478	147,507
構築物	9,779	680		10,459	9,181	164	1,278
工具、器具及び備品	642,664	180,608	29,019	794,252	554,383	74,274	239,869
土地	136,266			136,266			136,266
建設仮勘定	273	184,964	182,030	3,207			3,207
有形固定資産計	1,062,614	377,793	211,714	1,228,693	700,563	82,917	528,130
無形固定資産							
その他	2,945			2,945	1,613	218	1,332
ソフトウェア	1,788,554	506,827	6,763	2,288,618	1,184,072	224,677	1,104,546
無形固定資産計	1,791,500	506,827	6,763	2,291,564	1,185,685	224,896	1,105,878
長期前払費用	187,843	68,964		256,807	207,114	44,319	49,693

(注) 1. 工具、器具及び備品の減少額の主なものは、情報処理サービス提供目的のサーバーであります。

2. ソフトウェアの増加額の主なものは、支払秘書の開発による増加341,015千円等、情報処理サービス提供目的のソフトウェアであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
株式給付引当金	35,925	9,722	-	3,240	42,407
ポイント引当金	-	655	219	72	362

- (注) 1. 株式給付引当金の「当期減少額(その他)」は、退職に伴う受給権失効に係る取崩額であります。
2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、ポイントの有効期限失効に伴う取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	140
預金の種類	
普通預金	7,581,629
郵便貯金	297,056
別段預金	5,174
定期預金	2,680,000
小計	10,563,861
合計	10,564,002

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)カウネット	112,314
アマゾンジャパン(同)	99,558
ヤフー(株)	46,687
全日本空輸(株)	21,506
ジオシス(同)	19,491
その他	239,471
合計	539,030

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
457,038	10,566,247	10,484,255	539,030	95.1	17

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

営業未収入金

相手先	金額(千円)
(株)ファミリーマート	36,072
合計	36,072

有価証券

品名	金額(千円)
コマーシャルペーパー	1,999,913
合計	1,999,913

商品

品名	金額(千円)
封筒	916
請求書用紙	297
払込票	992
合計	2,206

仕掛品

品名	金額(千円)
ソフトウェア	6,630
合計	6,630

貯蔵品

品名	金額(千円)
トナー・リボン	94
システム備品	846
電子マネー	63
車載端末治具	69
その他	359
合計	1,433

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ローソン	185,309
(株)UF1 FUTECH	163,878
(株)セブン-イレブン・ジャパン	73,561
トッパン・フォームズ(株)	17,098
三井住友カード(株)	16,354
その他	56,231
合計	512,434

(注) (株)UF1 FUTECHは、平成29年9月1日に(株)ファミマ・ドット・コムから社名を変更しております。

営業未払金

相手先	金額(千円)
(株)ティーガイア	35,461
(株)ウェブマネー	15,402
グレートインフォメーション(株)	22,692
合計	73,555

収納代行預り金

区分	金額(千円)
E - ビリング収納代行	5,716,207
ビリング収納代行	1,242,874
合計	6,959,082

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,399,006	4,911,278	7,421,159	9,783,582
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	229,793	366,293	601,470	708,345
四半期(当期)純利益金額(千円)	158,783	240,956	393,797	495,152
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	8.40	12.74	20.84	26.31

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	8.40	4.34	8.11	5.45

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告を することができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.well-net.jp/koukoku/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第35期）（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）平成29年9月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成29年9月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第36期第1四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出
（第36期第2四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出
（第36期第3四半期）（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月15日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成29年10月11日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年9月27日

ウェルネット株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井克之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本千人 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルネット株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルネット株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウェルネット株式会社の平成30年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ウェルネット株式会社が平成30年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。